

被災労働者の補償を後退させる労災保険制度の改悪に反対する総会決議

労災保険制度の見直しについて、2024 年 12 月以降、厚労省の「労災保険制度の在り方に関する研究会」で議論がなされ、2025 年 7 月には早くも中間報告が取りまとめられ、現在も労働政策審議会で検討が続けられている。

議論の内容には、遺族補償年金について妻と夫で受給要件が異なる不均衡を解消する方向性が確認されたこと及び遅発性疾病の給付基礎日額について発症時賃金を原則とすべきこと等評価できる点もあるが、被災労働者に対する補償を後退させる論点も多数含まれている。

とりわけ看過しがたいのは特別支給金の「保険給付化」に関する議論であり、既に当弁護士団でも声明を発出したところである。研究会では、「補償の安定」等の名目で、特別支給金を労災保険給付と一体化することが望ましいとの意見が多数であったと整理されている。しかし、現在労災保険給付自体とは性質が異なるとして損益相殺の対象とされていない特別支給金が保険給付化されると、使用者に対する損害賠償請求の場面で大規模な損益相殺がなされ、被災労働者と家族の現実の救済が極めて大きく後退する。

また、遺族補償年金について、現時点では現行の長期給付の維持が適当とされつつも、「中長期的には有期給付化を検討すべき」との意見もあり、警戒が必要である。

徴収制度に関しても、メリット制に一定の「効果」があることを前提にメリット制維持の方向性が示されている。しかし、メリット制は労災隠しを助長する副作用を持ち、労災事故の実態把握を困難にする。むしろその廃止・抜本的見直しこそ検討されるべきである。

さらに、労災保険給付に関する事業主への情報提供が「手続保障」の名の下に議論されているが、労働者の疾病等機微にわたる情報が使用者に伝えられることになれば、労働者のプライバシー等を侵害するおそれがある。

労災保険制度は、不幸にも労災事故に遭った労働者の命と健康を守る最後の砦であって、後退ではなくむしろ拡大が必要である。日本労働弁護士団は、労災保険制度の改悪につながる議論に強く反対し、被災労働者に対する補償の後退を招くことを許さず、真に労働者のための制度拡充を求めることを決議する。

2025 年 11 月 8 日

日本労働弁護士団第 69 回全国総会